

千曲市エレベーター広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千曲市のエレベーターの内側壁面に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載するエレベーター)

第2条 広告を掲載するエレベーターは、市が所有する市庁舎内にあるエレベーターとする。

(広告を掲載する位置)

第3条 広告を掲載する位置は、エレベーターの内側壁面のうち両側面とする。

(広告の規格及び掲載料金)

第4条 広告の規格及び掲載料金は、次のとおりとする。

掲載場所	規格	掲載料（両面）
本庁舎エレベーター1号機	B2サイズ（515mm×728mm）	月額5,000円
本庁舎エレベーター2号機	B2サイズ（515mm×728mm）	月額5,000円

(広告の掲載方法)

第5条 広告掲載は、B2サイズ以内の紙ポスターとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は月の初日から末日までの1月を単位として、連続する12月まで掲載することができるものとする。ただし、各年3月31日を掲載終了日とする。

(広告の内容及びデザイン)

第7条 広告の内容及びデザインが、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(費用負担)

第9条 広告の作成費用及び設置費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により内壁に破損が生じた場合は、広告主が原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状回復するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。